

「必ずもうかる」、「実質無料」…うまい話には裏がある！ 悪質商法にご注意を！



令和3年度、消費生活センターに寄せられた相談件数は9285件で、相談内容は複雑・多様化しています。また、若い世代を中心にSNSやメール、インターネットトラブルに関する相談が多く寄せられています。今後、新たな手口や更に巧妙化した手口が増える可能性があります。くれぐれも注意して被害を未然に防ぎましょう。

事例

「必ずもうかる」とうたう

1 副業サイト

インターネットで、「短時間の作業で、1日3万円の収入が得られる」との広告を見つけた。マニュアルを2万円で購入しSNSに登録したところ、投資の自動売買ツールを55万円で勧められ、ローンを組んで購入した。



アドバイス

■「必ずもうかる」という、うまい話はありません。「具体的な仕組みがわからない」「おかしい」「怪しい」と思ったら、きっぱり断りましょう。



事例

「実質無料」って本当?

2 キラキラ広告

インターネットの広告にツルツルモチ肌になる除毛クリームが、「送料500円だけ」「実質無料」とあったので注文した。ところが翌月も商品が届き、合計5回の受け取りで2万5千円を払うことが条件の定期購入になっていた。



アドバイス

■注文する前に購入条件をよく読んで、高額な定期購入になっていないか確認しましょう。
■通信販売では、クーリング・オフができません。一方的に「解約する」と言っても、解約できません。勝手に送り返しても解約したことにならないので、代金の請求を受けます。解約したい時は、販売店との話し合いが必要です。

事例

被害者から加害者になるケースもあります

3 連鎖販売取引(マルチ取引)

先輩から、「暗号資産のソフトを購入すれば、簡単にもうかり、贅沢な暮らしができる」と聞き、自分ももうけることができると信じてしまった。先輩に言われるがまま、消費者金融から借金して33万円を振り込み、ソフトを使ってみたがもうからなかった。先輩に「返金してほしい」と伝えたとこ、先輩に「友人を紹介してくれたら、紹介料を渡す」と言われ、大学の友人を紹介した。



アドバイス

■「もうけ話には裏がある」ということを理解し、「簡単に稼げるから」と甘い言葉で誘われてもきっぱり断りましょう。「知り合いや友人を紹介すれば、紹介料でもうかる」と言われ、その通りにしてしまうと、被害者だった当事者はたちまち加害者となり、被害がさらに大きくなります。
■連鎖販売取引(マルチ取引)に該当すれば、契約日から20日間はクーリング・オフができます。

?キーワード クーリング・オフ

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取り引きでの契約の申し込みや契約を結んだ場合でも、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、解除したりできる制度です。

困った時は、まずは電話で相談ください!!

消費生活センター
☎861・0999

戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた7階
【相談受付時間】9~16時45分 ※第3土曜日は13時まで
【休館日】日曜日、祝・休日、年末年始

消費生活センターは若者向けのウェブサイトを開発しています。

消費者トラブルに関する情報や事例、アドバイスなどを定期的に配信しています。



消費生活センターとは

- 消費生活センターは、商品の購入やサービスの利用に関するトラブル、製品事故など消費生活全般に関することで困っている人のために市が運営する相談機関です。
- 消費生活に関する専門の資格をもった相談員が無料で相談に応じ、解決のお手伝いをしています。
- 消費者トラブルで困ったときは一人で悩まず、まずは消費生活センターにご相談ください。

消費者トラブルは、電話での相談で解決につながったケースが数多くあります。

相談する前に

- あらかじめ「いつ、どのような商品やサービスを、何という事業者から購入したのか」などのメモをし、契約書や領収書、事業者の名刺を準備しておくことで、相談がスムーズに行えます。
- 契約した時の詳細や意向などを確認する必要があるため、原則として契約した本人からの相談をお願いします。

この特集に関するお問い合わせ 消費生活センター(事務室) ☎871・0428